

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認岡山地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3件

厚生年金関係 3件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 8件

厚生年金関係 8件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成11年10月1日から12年4月1日までの期間及び平成12年9月1日から15年8月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における当該期間の標準報酬月額に係る記録を、それぞれ、平成11年10月から12年3月までの期間、同年9月、同年11月同年12月、13年2月、同年7月から12月までの期間、14年6月、同年9月、同年11月及び15年1月については47万円に、13年5月、同年6月、14年5月、同年7月、同年10月、同年12月については44万円に、12年10月、13年1月、同年3月及び同年4月については41万円に、14年1月、同年2月、同年4月及び同年8月については38万円に、14年3月及び15年3月については34万円に、15年2月、同年4月及び同年7月については30万円に、15年5月及び同年6月については28万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年10月1日から15年8月1日まで
社会保険庁の記録では、平成11年10月から15年7月までの標準報酬月額が20万又は44万円となっているが、当時の給与支給明細書では47万円の等級の厚生年金保険料が源泉徴収されている。標準報酬月額の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められ

る保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であり、その場合、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人が所持する給与支給明細書から確認又は推認できる保険料控除額から、平成11年10月から12年3月までの期間、同年9月、同年11月、同年12月、13年2月、同年7月から12月までの期間、14年6月、同年9月及び同年11月については47万円、13年5月、同年6月、14年5月、同年7月、同年10月及び同年12月については44万円、12年10月、13年1月、同年3月及び同年4月については41万円、14年1月、同年2月、同年4月及び同年8月については38万円並びに14年3月については34万円とし、給与支払報告書又は高齢者雇用継続給付台帳において確認できる報酬月額から、15年1月については47万円、同年3月については34万円、同年2月、同年4月及び同年7月については30万円並びに15年5月及び同年6月については28万円とすることが妥当である。

また、平成12年4月から8月までの期間については、社会保険事務所において記録されている標準報酬月額が申立人の報酬月額に見合う標準報酬月額と同額又はを超えていると認められ、特例法による保険給付の対象に当たらないことから、記録の訂正は行わない。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、給与支給明細書等において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所において記録されている標準報酬月額が申立期間のほぼ全期間にわたり一致していないことから、事業主は、給与支給明細書等で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所B営業所に係る記録については、申立期間①に係る資格喪失日を昭和43年10月1日に訂正し、標準報酬月額を3万3,000円とするとともに、申立期間②に係る資格取得日を昭和43年10月30日に訂正し、標準報酬月額を3万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年9月20日から同年10月1日まで
② 昭和43年10月30日から同年12月30日まで

昭和43年4月にA事業所C工場に就職し、新入社員教育を受けた後、同年5月にB営業所に配属され、同年10月にC工場に戻った。その後、1か月ほどして再度B営業所に異動になったが、B営業所における申立期間①及び②について、厚生年金保険の加入期間に空白が生じている。A事業所C工場に就職してから同事業所には継続して勤務していたので、厚生年金保険の加入期間に空白が生じていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A事業所からの回答、雇用保険の記録及び元同僚の証言から、申立人が申立期間①及び②においてA事業所に継続して勤務し(昭和43年10月1日にA事業所B営業所から同事業所C工場に異動、同年10月30日に同事業所C工場から同事業所B営業所に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人に係るA事業所B営業所における昭和43年5月の社会保険事務所の記録から3万3,000円とし、申立期間②の標準報酬月額については、同営業所に係る同年12月の社会保険事務所の記録から3万円とすることが妥当である。

なお、申立期間①及び②については、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、不明としているが、一方で申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日及び取得日を誤って、社会保険事務所に届け出たと思われると回答していることから、事業主は、社会保険事務所の記録どおりの被保険者資格の喪失日及び取得日に係る届出を行い、その結果、社会保険事務所は、昭和43年9月から同年11月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間①及び②に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を30万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年10月1日から4年1月6日まで
平成2年1月にA事業所に採用され4年1月に退職するまで引き続いて働いていた。その間、経営者が交代し、事業所名もB事業所に変ったが、勤務していた期間の給与月額は30万円くらいであったと思う。
社会保険庁の記録による申立期間(当時の事業所はB事業所)の標準報酬月額が9万8,000円となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録から、B事業所における申立人を含む従業員32人の平成3年10月から同年12月までの標準報酬月額は、申立人が厚生年金保険の被保険者資格を喪失した4年1月6日より後の5年2月にさかのぼって、訂正(減額)されていることが確認でき、申立人の場合は、当初30万円であった標準報酬月額が9万8,000円に引き下げられている。

また、B事業所のC部門において係長として勤務していたとする申立人は、B事業所に係る登記簿謄本から、当時、取締役でなかったことが確認できる上、社会保険庁の記録から、標準報酬月額が遡及訂正された平成5年2月には、申立人は別の事業所で厚生年金保険被保険者であったことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、このような訂正処理を遡及して行う合理的な理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、30万円に訂正することが必要と認められる。

岡山厚生年金 事案 471

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 4 月 1 日から同年 5 月 1 日まで
② 昭和 61 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日まで
③ 昭和 62 年 7 月 31 日から同年 8 月 1 日まで
④ 昭和 62 年 12 月 1 日から 63 年 10 月 1 日まで
⑤ 昭和 64 年 1 月 1 日から平成元年 2 月 1 日まで

申立期間①については、昭和 36 年 4 月から A 事業所に勤務しているにもかかわらず、厚生年金保険被保険者資格の取得が 1 か月遅れており、納得できない。

申立期間②及び③については、それぞれ B 事業所及び C 事業所に昭和 61 年 3 月末日まで、62 年 7 月末日まで勤務していたにもかかわらず、被保険者資格の喪失日も、それぞれ退職日と同日となっており、納得できない。

申立期間④については、昭和 62 年 12 月から 63 年 9 月まで D 事業所に勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が全くなく、納得できない

申立期間⑤については、昭和 63 年 12 月に E 事業所に就職し、64 年 1 月 1 日に厚生年金保険に加入したはずであるが、被保険者資格の取得が 1 か月遅れており、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立てに係る事業所の後継事業所から提出された人事記録から、申立期間について、申立てに係る事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立てに係る事業所の後継事業所は、申立期間当時、申立てに係る事業所とは別組織のため、厚生年金保険の適用等については不明と証言している上、申立期間当時の書類を保存しておらず、厚生年金保険料の控除等申立てに関する資料は確認できない。

また、申立人と同時期に厚生年金保険の被保険者資格を取得している同僚の中に、同資格の取得が遅れている者がみられる。

さらに、当時の申立てに係る事業所の事業主及び経理担当者は、既に死亡しており、厚生年金保険の適用及び保険料の控除等について確認できない。

加えて、社会保険事務所が保管する申立てに係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に、申立期間について、申立人の記録は無く、健康保険整理番号の欠番も無い。

- 2 申立期間②については、申立てに係る事業所から提出された健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認書に記載されている資格喪失日の記録と社会保険庁の記録は一致している上、雇用保険の加入記録と厚生年金保険の加入記録も一致していることが確認できる。

また、申立てに係る事業所は、申立期間当時の書類を保存しておらず、厚生年金保険料の控除等申立てに関する資料は確認できない。

- 3 申立期間③については、雇用保険の加入記録と厚生年金保険の加入記録が一致していることが確認できる。

また、申立てに係る事業所の後継事業所は、申立期間当時の書類を保存しておらず、厚生年金保険料の控除等申立てに関する資料は確認できない。

- 4 申立期間④については、申立期間当時の上司の証言から、勤務していた期間を特定することはできないが、申立人が、申立てに係る事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立期間当時の上司は、「申立人はアルバイトであったため、厚生年金保険に加入していなかった」と証言している。

また、申立てに係る事業所は、保存している申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認書に申立人の氏名の記録は無いと回答している。

さらに、申立人は申立期間において、雇用保険の被保険者となっていない。

加えて、社会保険庁が保管する申立てに係る事業所のオンライン記録に、申立期間に係る申立人の記録は無く、健康保険整理番号の欠番も無い。

- 5 申立期間⑤については、申立人から提出された源泉徴収票から、申立人が申立期間について、申立てに係る事業所に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、申立てに係る事業所が保存している健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認書に記載されている資格取得日の記録と社会保険庁の記録は一致している上、雇用保険の加入記録と厚生年金保険の加入記録も一致している。

また、申立人から提出された源泉徴収票に記載されている社会保険料等の金額は、申立期間を含まない額と推認される。

さらに、社会保険庁が保管する申立てに係る事業所のオンライン記録に、申立期間に係る申立人の記録は無く、健康保険整理番号の欠番も無い。

加えて、申立てに係る事実を推認できる関連資料、周辺事情も無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

岡山厚生年金 事案 473

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 10 月 1 日から 56 年 8 月 1 日まで
昭和 54 年 10 月ごろにA事業所に就職し、事業所名がB事業所と変わった後も 56 年 12 月まで継続して勤務した。B事業所において厚生年金保険の加入記録が有る期間と同様に、A事業所での勤務期間においても給与から厚生年金保険料を控除されていたと思うので、A事業所での厚生年金保険の加入記録を確認してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶しているA事業所における元上司二人及び申立期間当時において厚生年金保険の加入記録がある複数の元同僚は、申立人を記憶していないと証言している上、当該事業所の元事業主は、「資料等は何も残っていないため当時の状況は不明である。」と回答している。

また、A事業所は、申立期間中の昭和 56 年 6 月 30 日に全喪している上、社会保険事務所に保管されている当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に、54 年 10 月 1 日から当該事業所が全喪する 56 年 6 月 30 日までに係る申立人の記録は無く、健康保険整理番号の欠番も無い。

さらに、社会保険庁の記録から、申立人は、申立期間において国民年金に加入し、昭和 56 年 4 月から同年 7 月までの期間については国民年金保険料の免除申請を行ったことが確認できる上、申立期間に係る申立人の雇用保険の加入記録は無い。

加えて、申立てに係る事実を推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

岡山厚生年金 事案 474

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年から 35 年 11 月 1 日まで
② 昭和 36 年 6 月から 38 年 6 月まで
③ 昭和 47 年 5 月 31 日から 48 年 10 月まで

申立期間①については、昭和 34 年の何月に就職したかは思い出せないが、A事業所において1年半ぐらい勤務した記憶があるので、厚生年金保険の加入記録が6か月しか無いのはおかしい。

申立期間②については、A事業所を退職した36年5月の1か月後ぐらいにB事業所に就職し、1年半ぐらいは勤務したと思う。

申立期間③については、C事業所に1年半ぐらいは勤務したと思うので、厚生年金保険の加入記録が1か月しか無いのはおかしい。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、A事業所における元同僚について記憶しておらず、申立期間①当時において当該事業所で厚生年金保険の加入記録の有る複数の元従業員から聴取しても、申立人について記憶している者はいない。

また、A事業所は昭和63年12月に解散し、元事業主の所在も不明であり、申立てに係る事実を確認できる関連資料等も無い。

さらに、申立人は、申立期間①に係る申立人の厚生年金保険料の控除について明確に記憶しておらず、厚生年金保険料の控除が推認できる関連資料、周辺事情等も無い。

2 申立人は、B事業所の所在地を明確に記憶しておらず、申立てに係る事業所を特定することができない上、社会保険事務所の記録においても、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所であったことを確認できない。

また、申立人は、当時の事業主及び同僚についても記憶していないことから特定できず、申立人が申立てに係る事業所に勤務したことを推認できない。

さらに、申立期間②に係る申立人の厚生年金保険料の控除を推認できる関

連資料、周辺事情等も無い。

- 3 申立人は、C事業所における元同僚について記憶しておらず、申立期間③当時において、厚生年金保険の加入記録の有る複数の元従業員から聴取しても、申立人について記憶している者はいない。

また、C事業所は平成8年3月に解散し、元事業主は、「当時の事務担当者は既に亡くなっている上、資料等も保管しておらず、申立期間③における申立人の勤務状況及び厚生年金保険料の控除については不明である。」と回答している。

なお、申立人の申立期間③に係る雇用保険の加入記録は無い。

さらに、申立人は、申立期間③に係る申立人の厚生年金保険料の控除について明確に記憶しておらず、厚生年金保険料の控除が推認できる関連資料、周辺事情等も無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

岡山厚生年金 事案 475

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 1 月 1 日から 35 年 8 月 1 日まで
② 昭和 35 年 11 月 1 日から 39 年 5 月 2 日まで

ねんきん特別便で、申立期間①のA事業所での勤務期間と申立期間②のB事業所での勤務期間が厚生年金保険の加入期間とされていないことが分かり、社会保険事務所に相談したところ、それらの期間については脱退手当金が支給されていると言われた。脱退手当金が支給されたとする昭和 39 年 7 月は結婚して他市にいた時期であり、請求手続を行った記憶も脱退手当金を受け取った記憶も全く無い。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者原票に、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記載されているとともに、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 2 か月後の昭和 39 年 7 月 4 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

岡山厚生年金 事案 477

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 7 月 1 日から 54 年 10 月 22 日まで
公共職業安定所の紹介により、昭和 53 年 7 月から 54 年 10 月まで A 事業所に勤務し、英文ビジネスレターの作成を行っていた。給与明細書等をもたらった覚えはないが、正規の従業員として勤務していたので、厚生年金保険に加入しているはずであり、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、A 事業所で一緒に勤務していた同僚等の名前を記憶しておらず、同事業所に勤務していることが確認できた者から事情聴取したが、申立人についての記憶はなく、具体的な証言を得ることができず、また、当該事業所は全喪しており、人事記録等申立てに関する資料も確認できない。

また、申立人は、給与明細書をもたらった覚えがなく、厚生年金保険料の控除についても記憶がないとしている。

さらに、申立期間において、申立人の雇用保険の被保険者記録は無い。

加えて、社会保険事務所が保管する A 事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に、申立期間に係る申立人の記録は無く、健康保険整理番号の欠番も無い。

このほか、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の関連資料は無い上、申立てに係る事実を推認できる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

岡山厚生年金 事案 478

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 3 月から 35 年 4 月 1 日まで
昭和 34 年 3 月に中学を卒業後、直ちにA事業所に住み込みで働いた。仕事は洋服の仕立工(見習い)であったが、身分は正規の従業員であったので、厚生年金保険に加入しているはずである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間において、A事業所に申立人と一緒に勤務していたとする同僚の証言から、申立人が同事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、別の同僚は、「当時、申立人と一緒に就職したが、私は就職後、1年ぐらい経過した後に厚生年金保険に加入した。」と証言しているほか、昭和 34 年 4 月からA事業所に勤務していたとする同僚は、就職から1年後の35 年 4 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることから、同事業所の事業主は、採用後1年程度の試用期間が経過した後に従業員を厚生年金保険に加入させていたことがうかがわれる。

また、社会保険事務所が保管するA事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票に、申立期間に係る申立人の記録は無く、健康保険整理番号の欠番も無い。

さらに、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の関連資料は無い上、申立てに係る事実を推認できる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 60 年 8 月から平成 3 年 4 月 30 日まで
② 平成 13 年 5 月から同年 10 月まで
③ 平成 14 年 1 月から 15 年 9 月まで

申立期間①の期間、A事業所において勤務した。その後も、申立期間②と申立期間③において、それぞれ、同じA事業所で平成 15 年 9 月まで勤務した。勤務時間は 1 日 8 時間であり、月に 23 日間ないし 24 日間程度勤務した。

A事業所では、作業員をB市にあった事業所からC市にあった事業所に運び、そこで土木作業等を行っていた。

申立期間①当時、A事業所から溶接工の資格を取得するように言われて、1 日だけそのための教習を受けた記憶がある。

勤務したすべての期間は、日給月給で働いていたが、申立期間③後の平成 15 年 10 月から 16 年 5 月までしか厚生年金保険の記録が無い。給料の振込みが確認できる預金通帳があるので、申立期間について、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 A事業所の現在の事業主は、「申立人は、申立期間①当時は関連事業所のD事業所において勤務していたと記憶している。」と証言しており、D事業所の従業員は、「申立期間①のころ、申立人と一緒にD事業所に勤務しており、申立人が自動車を運転してC市にある事業所まで行き、現地で土木作業をしていた。」と供述している。

また、申立人には申立期間①において、D事業所及びE事業所に係る雇用保険の加入記録があり、申立人は、申立期間①において、D事業所及びE事業所の従業員として勤務していたことが確認できる。

さらに、申立人は、申立期間①において、国民年金及び国民健康保険に加入している上、D事業所は申立期間の直後の平成 3 年 5 月 1 日に初めて厚生年金保険の適用事業所となっていることから、申立期間中、申立人はA

事業所、D事業所のいずれにおいても厚生年金保険に加入していないものと推認できる。

加えて、社会保険事務所が保管するA事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に、申立期間に係る申立人の記録は無く、健康保険整理番号の欠番も無い。

このほか、申立期間①について、給与から厚生年金保険料が控除されていたことを示す給与明細書等の資料も無く、申立てに係る事実を推認できる関連資料、周辺事情も見当たらない。

- 2 申立人が居住する市から提出された申立人に係る平成14年給与支払報告書に、「平成13年6月30日に中途就職」との記載があることから、申立人が申立期間②において、A事業所に勤務していたことは確認できるが、同給与支払報告書には社会保険料控除の記載はない。

また、申立人は、申立期間②において、国民年金に加入している上、申立期間②について、給与から厚生年金保険料が控除されていたことを示す給与明細書等の資料も無く、申立てに係る事実を推認できる関連資料、周辺事情も見当たらない。

- 3 市役所から提出された申立人に係る平成15年給与支払報告書及び雇用保険の記録から、申立人が申立期間③において、A事業所に勤務していたことは確認できる。

しかし、平成15年給与支払報告書の社会保険料の控除欄に5,616円と記載されているが、この控除額は、当時の厚生年金保険料率を用いて算出した金額よりかなり低額であり、厚生年金保険料ではないことが推認できる。

また、申立人は、申立期間③において、国民年金及び国民健康保険に加入している。

さらに、A事業所が保管している健康保険厚生年金保険被保険者資格取得及び標準報酬決定通知書（控）には、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得年月日は申立期間③直後の平成15年10月1日と記載されている。

加えて、A事業所の現在の事業主は、「当時の事業主（現事業主の父親）から、作業員の中にはアルバイトもあり、給与の手取り額が少なくなるので、厚生年金保険の加入を希望しない者がいたと聞いている。」と証言している。

このほか、申立期間③について、給与から保険料が控除されていたことを示す給与明細書等の資料も無く、申立てに係る事実を推認できる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 1 月 21 日から同年 2 月 1 日まで

昭和 39 年 5 月に A 事業所に就職し、レコードの配送業務を行っていた。その後、昭和 49 年 1 月に B 事業所に移籍し、同年 4 月まで勤務した。その間、給料は途切れることなく支給され、厚生年金保険料も途切れることなく控除されていたはずである。B 事業所では、世界大百科事典の配送業務を行っており、正規の従業員だった。給与明細書等の資料は保管していないが、昭和 49 年 1 月分の記録が無いことに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

B 事業所は、昭和 49 年 2 月 1 日に初めて厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間は未適用事業所であることが確認できる。

また、社会保険事務所が保管する A 事業所及び B 事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、A 事業所から B 事業所に移籍した者 16 人全員が A 事業所における厚生年金保険被保険者資格を昭和 49 年 1 月 21 日に喪失し、B 事業所における同被保険者資格を 49 年 2 月 1 日に取得している。

さらに、申立人と同様に移籍した複数の同僚は、「新事業所への移籍により、厚生年金保険の被保険者記録に 1 か月の空白期間があることは承知している。」との証言があり、当該同僚からは申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていたとの証言は得られなかった。

加えて、申立人が、申立期間について、給与から保険料が控除されていたことを示す給与明細書等の資料も無く、申立てに係る事実を推認できる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。